

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月22日
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目21番7号
【電話番号】	03 - 5114 - 5810 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 桑野 純也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目21番7号
【電話番号】	03 - 5114 - 5810 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 小野 敏健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第34回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金15円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行及びそれに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、関連する規定を変更するものであります。業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、併せて内容が重複する条項を削除するものであります。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

神野晴年、生越多恵子、桑野純也、坂直幸、池田達彦及び川原暢の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

渡部高生、先山久及び細谷仁の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

末次有香氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額を賞与を含め年額2億円以内（使用人兼取締役の使用人分給与は除く）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬総額を賞与を含め年額4,000万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,548	226	-	(注)1	可決 99.29
第2号議案	31,023	751	-	(注)2	可決 97.64
第3号議案					
神野 晴年	31,185	589	-	(注)3	可決 98.15
生越多恵子	31,355	419	-	(注)3	可決 98.68
桑野 純也	31,283	491	-	(注)3	可決 98.45
坂 直幸	31,368	406	-	(注)3	可決 98.72
池田 達彦	31,355	419	-	(注)3	可決 98.68
川原 暢	31,273	501	-	(注)3	可決 98.42
第4号議案					
渡部 高生	31,601	173	-	(注)3	可決 99.46
先山 久	30,181	1,593	-	(注)3	可決 94.99
細谷 仁	31,561	213	-	(注)3	可決 99.33
第5号議案					
末次 有香	30,154	1,620	-	(注)3	可決 94.90
第6号議案	31,063	711	-	(注)1	可決 97.76
第7号議案	31,409	365	-	(注)1	可決 98.85

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上